

令和 8 年 7 月診療分までの自己負担限度額

70歳未満の人の自己負担限度額【月額】

所得区分			世帯ごと	
			直近12か月で 3 回目まで	直近12か月で 4 回目以降
住民 税 課 税 世 帯	所得 901万円超	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 %	140,100円
	所得 601万円超901万円以下	イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 %	93,000円
	所得 210万円超600万円以下	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
	所得 210万円以下	エ	57,600円	
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

○令和 8 年 7 月診療分までは年間上限の設定はありません。
○ここでいう所得とは、「総所得金額から基礎控除額を差し引いた額」のことです。

70歳未満の方は、おひとりごとに、同じ月内で、①から④それぞれの自己負担額が
21,000円以上となった医療費のみが算定対象となります。

① 同じ医療機関(歯科以外)の入院 ③ 同じ歯科の入院
② 同じ医療機関(歯科以外)の外来 ④ 同じ歯科の外来

※院外処方の薬代は、処方せんを出した医療機関の外来分として計算します。
※国の法律で定められた公費負担医療とそれ以外の医療は、1つの医療機関でも別計算となります。

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額【月額】

所得区分 (課税所得)		外来 + 入院 (世帯ごと)	
		外来 (個人ごと)	
住民 税 課 税 世 帯	現役並みⅢ (690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % (12か月のうち 4 回目以降の月は140,100円)	
	現役並みⅡ (380万円以上)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % (12か月のうち 4 回目以降の月は93,000円)	
	現役並みⅠ (145万円以上)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % (12か月のうち 4 回目以降の月は44,400円)	
	一般 (145万円未満)	18,000円 (年間上限額144,000円) ※	57,600円 (12か月のうち 4 回目以降の月は 44,400円)
低所得者 (住民税非課税世帯)		Ⅱ	8,000円 24,600円
		Ⅰ	8,000円 15,000円

※所得区分「一般」の年間上限 (144,000円) は 8 月から翌年 7 月までの外来自己負担累計額に対して適用されます。支給要件に該当する世帯へは、申請のご案内をお送りします。

○令和 8 年 7 月診療分までは年間上限の設定はありません。(所得区分「一般」の外来分を除く。)

○70歳以上75歳未満の方は、診療科、入院・外来などの区別なく、少額の自己負担額も算定対象になります。

○所得区分「一般」の18,000円、「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」の8,000円は、おひとりごと、外来のみでの自己負担限度額です。